

【2025年4月29日講演から抜粋変更・於水俣市】

水俣病特措法による 健康調査のあり方

- 環境省が進めるおかしな健康調査 -

神経内科リハビリテーション協立クリニック

高岡 滋

PART
01

疫学とその目的

SELECTED TOPIC



水俣病における疫学の目的は？

- ① 健康影響の空間的・時間的な広がりを知る
- ② 健康影響の性質を知る
- ③ 原因確率等に基づいて診断基準を作る
- ④ 再発予防を図る
- ⑤ 住民の健康不安に対処する

水俣病特措法37条：「健康調査」

政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であつた者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

水俣病行政の混迷は、疫学の欠落が原因

- ✕ ① 健康影響の空間的・時間的な広がりを知る
- ✕ ② 健康影響の性質を知る(病態)
- ✕ ③ 原因確率等に基づいて診断基準を作る
- ✕ ④ 再発予防を図る
- ✕ ⑤ 住民の健康不安に対処する

